

道路占用申請について

給水装置工事申請時に国道・府道・市道等の道路占用工事を伴う場合は、道路管理者の許可が必要となります。事前に道路管理者に舗装構成・復旧条件等を確認し、申請書類を作成してください。（舗装復旧範囲については、道路管理者と上水道課との協議により、別途変更を指示する場合があります。）

（１）道路占用許可証が発行されるまでの期間について

下記期間は目安ですので、施工予定に合わせて早期に申請してください。
なお、道路管理者から図面修正等の指示があれば遅くなります。

市道・法定外公共物（里道）	申請日より２週間程度
府道	申請日より３週間程度
国道・河川	申請日より２ヶ月程度

（２）舗装構成について

舗装構成は図面に正確に記入してください。特にアスファルト材料の種類、各構成材の名称・厚み等は必ず記入してください。

（３）舗装仮復旧について

道路占用工事の当日に必ず舗装仮復旧を行ってください。また、占用工事の当日に仮復旧を施工せず、直接本復旧を施工しないでください。仮復旧で自然転圧後、期間を置いて本復旧を実施してください。

（４）着手届・完了届について

道路占用工事の着手届・完了届を道路管理者へ提出する必要があります。道路管理者への提出は上水道課が行いますので、届出用の写真を着手時・完了時各２部ずつ上水道課に提出してください。完了後写真は、舗装厚・舗装面積を測定し、黒板に明記した上でスケールを入れて撮影してください。